

## インターンシップ受入事業主に対する助成金交付要綱

平成27年	3月 31日	建設局長決裁
平成28年	3月 31日	一部改定
令和2年	3月 31日	一部改定
令和4年	9月 22日	一部改定
令和7年	2月 21日	一部改定
令和8年	3月 31日	一部改定
令和8年	6月 16日	一部改定

### (目的)

第1条 この要綱は、建設業界において現下の厳しい人手不足に鑑み、高校・大学生や短期大学・高等専門学校生（以下、「学生等」という。）及び、非在学の建設業への就業を希望する者（以下、「就業希望者」という。）の入職促進を図るべく、企業のインターンシップの積極的な受け入れを促進するため、また実施した企業の負担軽減のため助成金（以下、「助成金」という。）の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

2 助成金の交付については、札幌市補助金等交付規則（令和8年規則24号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (対象事業主)

第2条 対象事業主は次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内業者（札幌市内に建設業許可における主たる営業所を有する者）で、当年度又は過去5年の間に札幌市発注工事の契約実績があるもの、又は札幌市内に本店を有するもので、当年度又は過去5年の間に札幌市発注業務もしくは役務（建設業及び建設関連業に関するものに限る）の契約実績があるもの。なお、契約実績については、元請けだけでなく下請けも含むこととする。

(2) 札幌市税に滞納がないもの。

2 前項の各号のいずれにも該当するものであっても、次の各号のいずれかに該当するものは対象事業主にはならない。

(1) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団

(2) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団

(3) 暴排条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者

(4) その他交付目的に照らして助成金の交付を受けることが不適當であると市長が認めるもの

### (助成の対象となる取組み)

第3条 前条で定める対象事業主が学生等又は就業希望者をインターンシップにより受け入れるものであること。なお、本条で定めるインターンシップは、就業体験が必須である「インターンシップ」のほか、就業体験を必須としない「オープン・カンパニー」や「キャリア教育」も対象とする。また、助成金交付の対象となる取組事項は次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、国（独立行政法人を含む）や他の自治体等から同様の助成金を受けている者（受けることが決定している者を含む）については、助成の対象とはならない。

(1) 研修期間が1日あたり3時間以上であるもの。

(2) 研修にあたっては、労働基準法の規定を準用すること。

また、研修期間中の事故等に対応できる傷害及び賠償責任保険に加入していること。

(助成金額)

第4条 前条に掲げる取組みについて、予算の範囲内において対象事業主に対して、その研修期間に応じて以下の金額を助成するものとする。ただし、一年度区分の同一企業の交付限度については、学生等の場合は一学校法人あたり一回限り、就業希望者の場合は一個人あたり一回限りとする。なお、複数の学校法人や就業希望者の受入を同日もしくは同じ期間に行う場合は、一学校法人もしくは一就業希望者のみ助成対象とする。

- (1) 研修期間が1日の場合は、4万円。
- (2) 研修期間が2日の場合は、7万円。
- (3) 研修期間が3日以上の場合は、10万円。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を申請しようとする対象事業主は、インターンシップ受け入れの実施が決定した際にはインターンシップ受入事業主に対する助成金の交付申請書(様式1)に対象事業主に該当しないものではない旨を誓約し、インターンシップ事業実施計画書(様式2)に次の各号に掲げる書類を添付したものと合わせて、速やかに提出しなければならない。

- (1) 当年度又は過去5年の間に札幌市発注工事又は業務、役務を受注した契約書(名称、金額、工期がわかるページの写し)
  - (2) インターンシップにかかる同意書(写し)
  - (3) 傷害及び賠償責任保険等(写し)
  - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項(2)については、学生等の場合は学校と企業の代表者、就業希望者の場合はその個人と企業の代表者との同意書とする。

(助成金の交付決定等)

第6条 市長は申請を受理したときは、その内容を審査し、助成金の交付又は不交付を決定する。

- (1) 市長は審査の結果をインターンシップ受入事業主に対する助成金交付(不交付)決定通知書(様式3)により直ちに申請者に対し、その旨を通知するものとする。
- (2) 助成交付決定を受けた後、助成要件を満たさなくなった時は、対象事業主は速やかに市長に対して書面で報告しなければならない。

(成果の報告)

第7条 研修期間終了後、対象事業主はインターンシップ報告書(様式4(事業者用、研修生用))及び次の各号に掲げるものを市長に提出しなければならない。(申請を行った年度の末日である3月31日までに報告する)

- (1) 研修日数がわかるもの。
- (2) 講義形式の場合・・・講義に使用したテキスト及び講義風景の写真。  
実習形式の場合・・・実習風景の写真及び実習結果がわかるもの。  
現場見学の場合・・・現場の状況写真。

(審査)

第8条 市長は前項に基づく報告を受けた後、その内容を審査し、適当と認められる場合は、助成金を交付するものとする。

(助成金の交付の取消し及び返還)

第9条 市長は、助成金交付の決定を受けた又は助成金の交付を受けた対象事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、インターンシップ受入事業主に対する助成金交付決定取消通知書(様式)により助成金交付の決定を取り消すことができ、既に助成金を交付した場合は、期限を定めて、その助成金の返還を請求するものとする。

- (1) 虚偽、その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 助成金を目的以外の用途に使用したとき。
- (3) 助成金の目的に照らして助成金の交付を受けることが公益上不適当と認められる法令違反等があることが判明したとき。
- (4) その他市長が不適切と認める事由が生じたとき。

附 則

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和2年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和4年 9月22日から施行する。

この要綱は、令和7年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和8年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和8年 6月16日から施行する。